

## 秋田市公衆浴場法施行条例の一部改正（案）の概要

### 1 経緯

昨年12月、国の研究事業およびパブリックコメントの意見等を踏まえ、「公衆浴場における衛生等管理要領」（平成12年12月15日生衛発第1811号生活衛生局長通知）が一部改正され、男女の混浴制限年齢の目安が「おおむね10歳以上」から「おおむね7歳以上」に引き下げられました。

これを受けて、混浴制限年齢を引き下げることにより公衆浴場の風紀を保つため、衛生措置等の基準について改正を行うものです。

### 2 改正の内容

(1) 秋田市公衆浴場法施行条例第3条第24号を次のとおり改正する。

ア 現行 10歳以上の男女を混浴させないこと。

イ 改正案 7歳以上の男女を混浴させないこと。

### 3 施行期日

令和4年4月1日から施行予定